

# 介護保険における 福祉用具・住宅改修とは・・・

## 1 福祉用具貸与(レンタル)

福祉用具レンタルの対象は以下の13品目です。  
どなたでもご利用できるものと、利用できる要介護度が限られているものがあります。



要介護  
2  
以上

### 1 車いす

自走用・介助用・電動車いす



要介護  
2  
以上

### 2 車いす付属品

クッション・電動補助装置など



要介護  
2  
以上

### 3 特殊寝台

背部または高さの調整ができるもの



要介護  
2  
以上

### 4 特殊寝台付属品

マットレス・サイドレール  
テーブルなど



要介護  
2  
以上

### 5 床ずれ防止用具

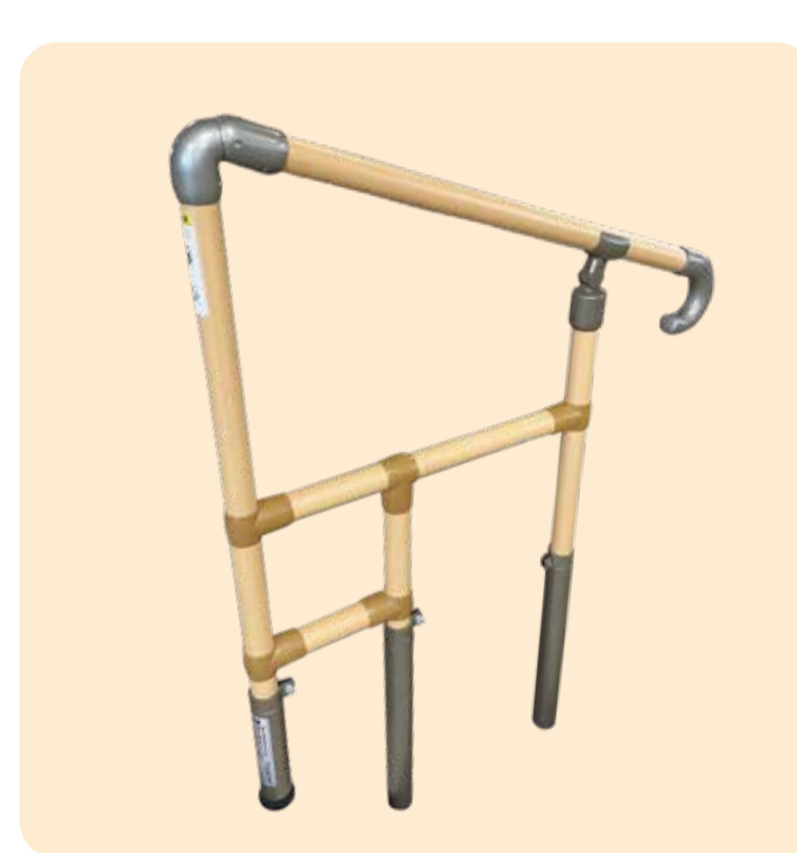
エアマットレスなどの  
体圧分散効果をもつもの



要介護  
2  
以上

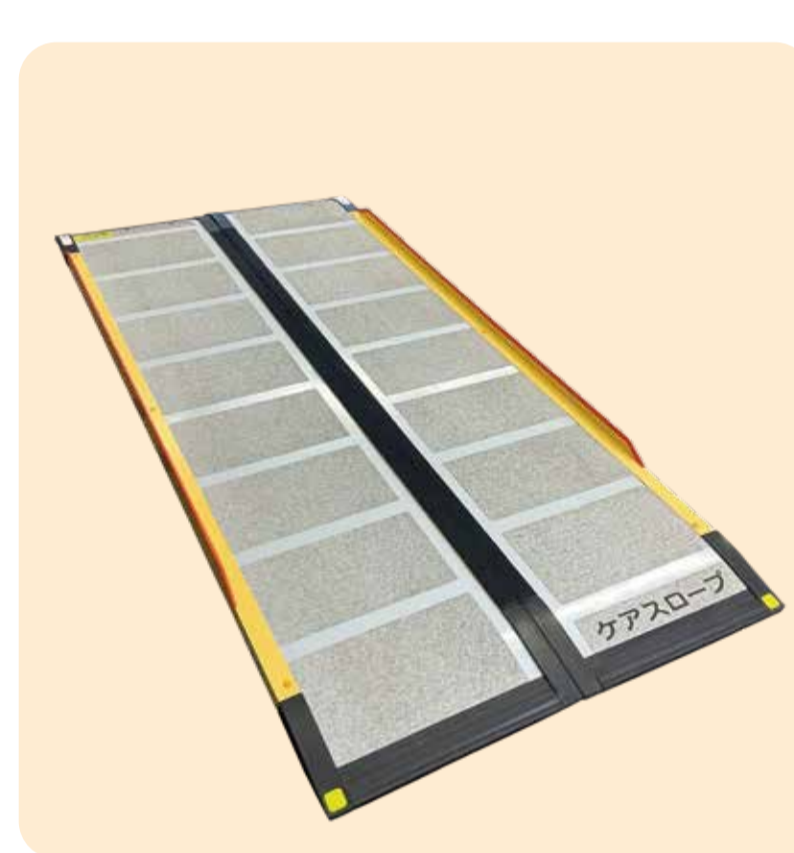
### 6 体位変換器

体の下に挿入することにより、  
体位を容易に変換できるもの



### 7 手すり

取付に工事を伴わないもの



### 8 スロープ

段差解消のためのものであり、  
取付に工事を伴わないもの



### 9 歩行器

歩行の支えとして、  
体の前および左右を  
囲む形状であるもの



### 10 歩行補助 つえ

松葉づえ・多点杖  
ロフトランドクラッチ  
など



要介護  
2  
以上

### 11 徘徊感知 機器

動きをセンサーにより  
感知し通報するもの



要介護  
2  
以上

### 12 移動用 リフト

床走行式・固定式  
または据置式



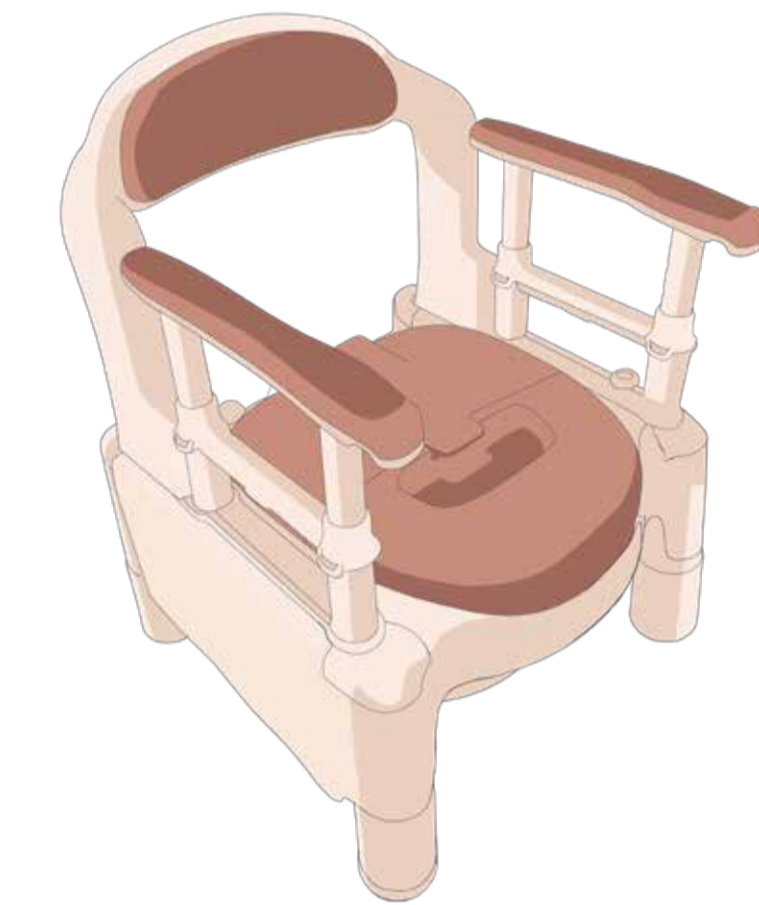
### 13 自動排泄 処理装置

尿や便が自動的に  
吸引されるもの  
※便を吸引するものは要介護4以上

## 2 特定福祉用具の購入

特定福祉用具は1年度間(4月から翌年3月まで)、10万円までの購入金額を対象とし支給されます。  
(負担額は負担割合により異なります)

- 1 腰掛便座 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの  
補高便座・ポータブルトイレなど
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3 入浴補助用具 入浴用いす  
浴槽用手すり・すのこなど
- 4 簡易浴槽
- 5 移動用リフトのつり具の部分



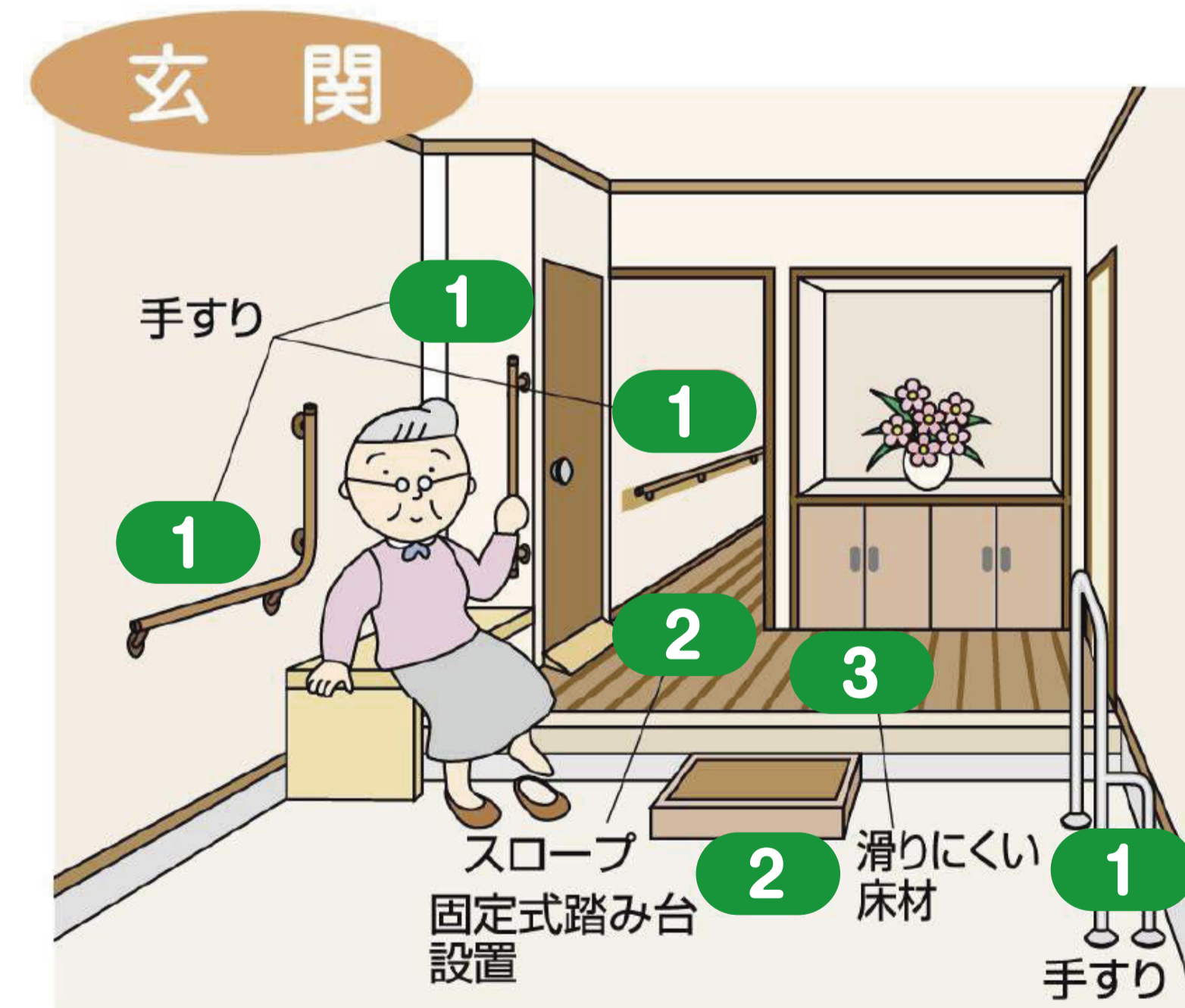
ポータブルトイレ



入浴用いす

## 3 住宅改修

住宅改修は要介護度区分に関わらず20万円までの改修費用を対象とし支給されます。  
(負担額は負担割合により異なります)



- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りにくい床材への変更
- 4 引き戸等への扉の取替
- 5 洋式便器等への便器の取替
- 6 上記に付帯して必要な工事

※詳しくは各事業所にお問い合わせください。